

政令第 号

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十八条第一項及び第四項並びに第五十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条中「権限」の下に「（第二十四条の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）」を加え、「検査」を「立入検査」に改め、同条を第二十六条とし、第二十三条の次に次の二条を加える。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第二十四条 法第五十八条第一項各号に掲げる主務大臣の権限（同項第二号に掲げる主務大臣の権限にあつては、法第五十三条第二項に規定する調査事務に係るものを除く。）のうち基金の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第二十五条 法第五十八条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、九州財務局長に委任する。

ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 2 前項の権限で法第五十七条第一項に規定する受託者の事務所（以下この条において「受託者事務所」という。）に関するものについては、九州財務局長のほか、当該受託者事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により受託者事務所に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、基金の事務所又は当該受託者事務所以外の受託者事務所に対して立入検査の必要を認めるときは、基金の事務所又は

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）の項中「第二十四条及び第二十五条」を「第二十六条及び第二十七条」に改める。

理由

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、内閣総理大臣に委任する独立行政法人奄美群島振興開発基金に係る主務大臣の立入検査の権限の範囲を定める等の必要があるからである。